

公益社団法人米沢有為会米沢支部規則

(趣旨)

第1条 本支部は、公益社団法人米沢有為会米沢支部と称し、公益社団法人米沢有為会定款第4条の目的に沿う活動を行う。

(組織)

第2条 本支部は、公益社団法人米沢有為会の会員で、山形県内に在住する者のほか米沢支部に入会を希望する者をもって組織する。

(事務所)

第3条 本支部の事務所は、米沢市金池5丁目2番25号に置く。

(役員)

第4条 本支部に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上35名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を支部長、3名を副支部長とする。

3 理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第5条 理事及び監事は、会員から選出し、総会において選任する。

2 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠による理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部長等)

第6条 支部長、副支部長は、理事が互選する。

2 支部長は、本支部を代表し、会務を統理する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、支部長が招集する。

3 会議の議長は、支部長がこれに当たる。

(総会)

第8条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成し、出席者の過半数により決する。

2 総会は、この規則に定めのあるもののほか本支部に関する次の事項を審議決定する。

(1) 決算の承認。

(2) 事業の計画及び予算に関すること。

(3) 我妻榮記念館の決算の承認並びに事業計画及び予算に関すること。

(4) 規則等の制定及び改廃に関すること。

(5) その他支部長が特に重要と認めたこと。

(理事会)

第9条 理事は、理事会を組織し、業務の執行にあたる。

2 理事会は、この規則に定めのあるもののほか本支部に関する次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項。

(2) その他支部長が付議した事項。

(諮問委員)

第10条 本支部に40名以内の諮問委員を置く。

2 諮問委員は会員から選出し、理事会において選任する。

3 諮問委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

4 補欠による諮問委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 諮問委員は、諮問委員会を組織し支部長の諮問事項を審議する。

6 諮問委員会は、支部長が招集し、その議長は、支部長が当たる。

(顧問等)

第11条 本支部に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、支部長が委嘱する。

(参事)

第12条 本支部に参事を置くことができる。

2 参事は、支部長が委嘱する。

3 参事は、支部長の指揮監督を受け事業の推進及び会務を処理する。

(専門部等)

第13条 本支部に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会には専門部員をおき、支部長が委嘱する。

3 部会については、別に定める。

(事務局)

第14条 本支部の事務を処理するため事務局を設置し、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名。

(2) 事務局員 若干名。

2 事務局長及び事務局員は、支部長が委嘱する。

3 事務局長及び事務局員は、支部長の命を受け、次の事務を処理する。

(1) 事業の企画及び庶務会計に関すること。

(2) 事務連絡に関すること。

(3) その他、本支部の運営に関すること。

(会計)

第15条 本支部の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 本支部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この規則施行について必要な事項は、支部長が別に定める。

附則（制定時）

1 この規則は、昭和26年8月19日から施行する。

昭和27年8月17日	一部改正
昭和28年8月16日	一部改正
昭和30年8月14日	一部改正
昭和32年8月18日	一部改正
昭和34年8月16日	一部改正
平成18年6月 3日	一部改正
平成19年6月 2日	一部改正
平成26年5月31日	全部改正

改正附則（平成29年6月3日 支部総会議決）

- 1 改正後の規則は、議決の日(平成29年6月3日)から適用する。